

藤原京左京七条一坊西南坪発掘調査 現地説明会資料 (飛鳥藤原第115次調査)

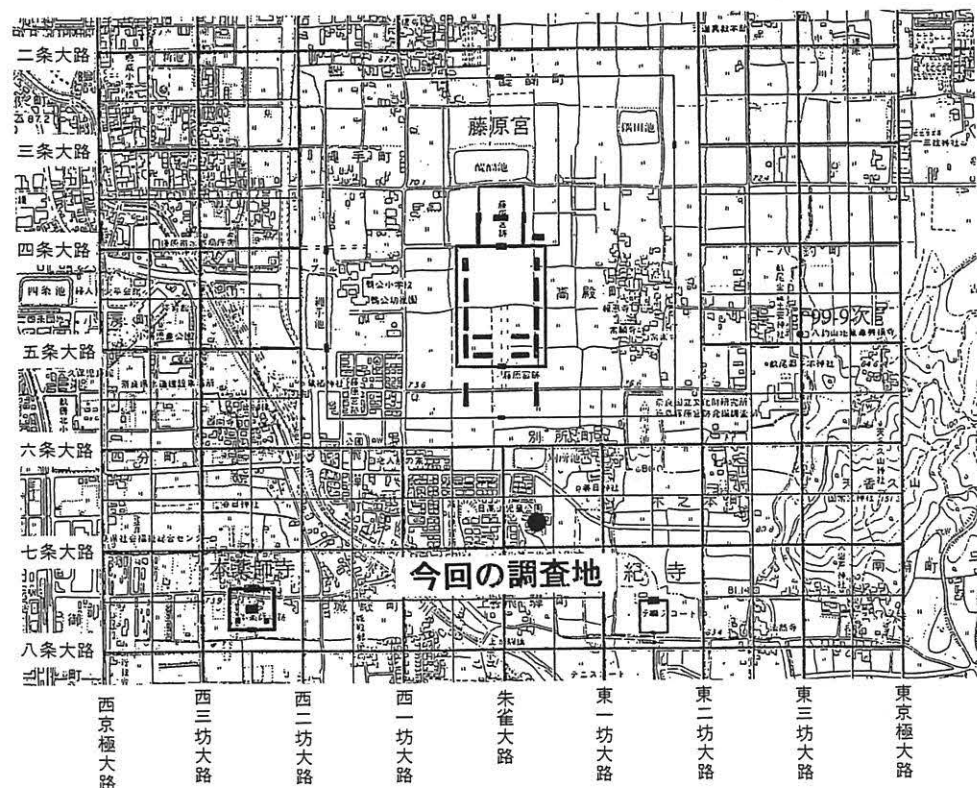
奈良文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部
2001. 6. 30

はじめに

今回の調査は橿原市市営住宅の建て替え工事に伴って実施したもので、調査区は東西 58m、南北 38m の約 1950 m²です。

調査地は藤原京の左京七条一坊西南坪にあたります。この坪は西が朱雀大路、南が七条大路に面する場所で朱雀門から約 300m 程のところ。調査地の東側の坪である左京七条一坊東南坪では「皇子宫」と記された木簡が橿原市の調査で見つかっています。また、朱雀大路の西側の、右京七条一坊西南坪では坪の東西を二分する中軸線上に大型の東西棟建物が見つかり、1町占地の宅地である可能性が考えられています。今回の調査区も当時は藤原宮に近接する一等地であり、重要な遺跡であることが予想されました。

調査は4月3日からはじめ、現在継続中です。



位置図

検出した主な遺構

A期 7世紀中頃～後半

建物 10…桁行 3 間、梁間 2 間の掘立柱東西棟建物か。南側柱は調査区外。

建物 11…桁行 3 間、梁間 2 間の掘立柱東西棟建物か。

柱穴は浅く、南辺・西辺の柱穴は削平されています。

建物 12…桁行 2 間以上、梁間 2 間の掘立柱南北棟建物か。南部は調査区外。

建物 10 から 12 の方位は北で西に振れます。

炉跡 13…粘土を敷き、周囲には炭層や焼土が見られます。礫混じりの整地土が覆っています。

この他にB期の整地土の下で部分的に柱穴も確認できます。

B期 藤原宮期前半

西南部に礫混じりの整地を行ない、建物を建てていました。

建物 20… 桁行 3 間以上、梁間 2 間の掘立柱東西棟建物。東に縁がつきます。

建物 21… 桁行 2 間、梁間 2 間の掘立柱南北棟建物。

建物 22… 桁行 2 間、梁間 1 間の掘立柱建物。

建物 23… 桁行 3 間、梁間 2 間の掘立柱南北棟建物か。西側柱は調査区外。

建物 24… 桁行 3 間、梁間 2 間の掘立柱南北棟建物。

建物群の方位は北でやや東に振れ、建物 21 から 23 は建物 20 の柱筋にあわせています。

溝 25…素掘り東西溝。溝 26 と接続するようです。藤原宮期の土器・斎申出土。

溝 26…素掘り南北溝。一部に暗渠があります。

池状遺構…池状の浅い溜まりの東南部を検出。7世紀前半から藤原宮期の遺物が出土。想定される坪の中心に南岸をほぼ合わせています。

C期 藤原宮期後半

建物 30…桁行 8 間、梁間 2 間（東西約 21m、南北約 6m）の大型の掘立柱東西棟建物。柱穴 20 基の中、5 基から柱根検出。直径 24cm 程度。

建物は想定される坪の中心のやや南に位置します。

池状遺構…池がある程度埋まった段階で、北東部に盛土がされる（集石遺構）。

この時期に多量の木簡を木簡の削り屑や木屑とともに南岸西寄りに投棄しています（木屑層）。厚さ約 5 ~ 10cm で東西約 6m、南北約 6m の範囲に集中。木簡の出土点数は洗い終わったものだけで、約 1100 点（木簡約 350 点、削り屑約 750 点）あり、藤原京域の調査では最大の数です。木屑層は調査区の西にも広がるようです。

大土坑 31…南北 10m、東西 6m の浅い土坑。

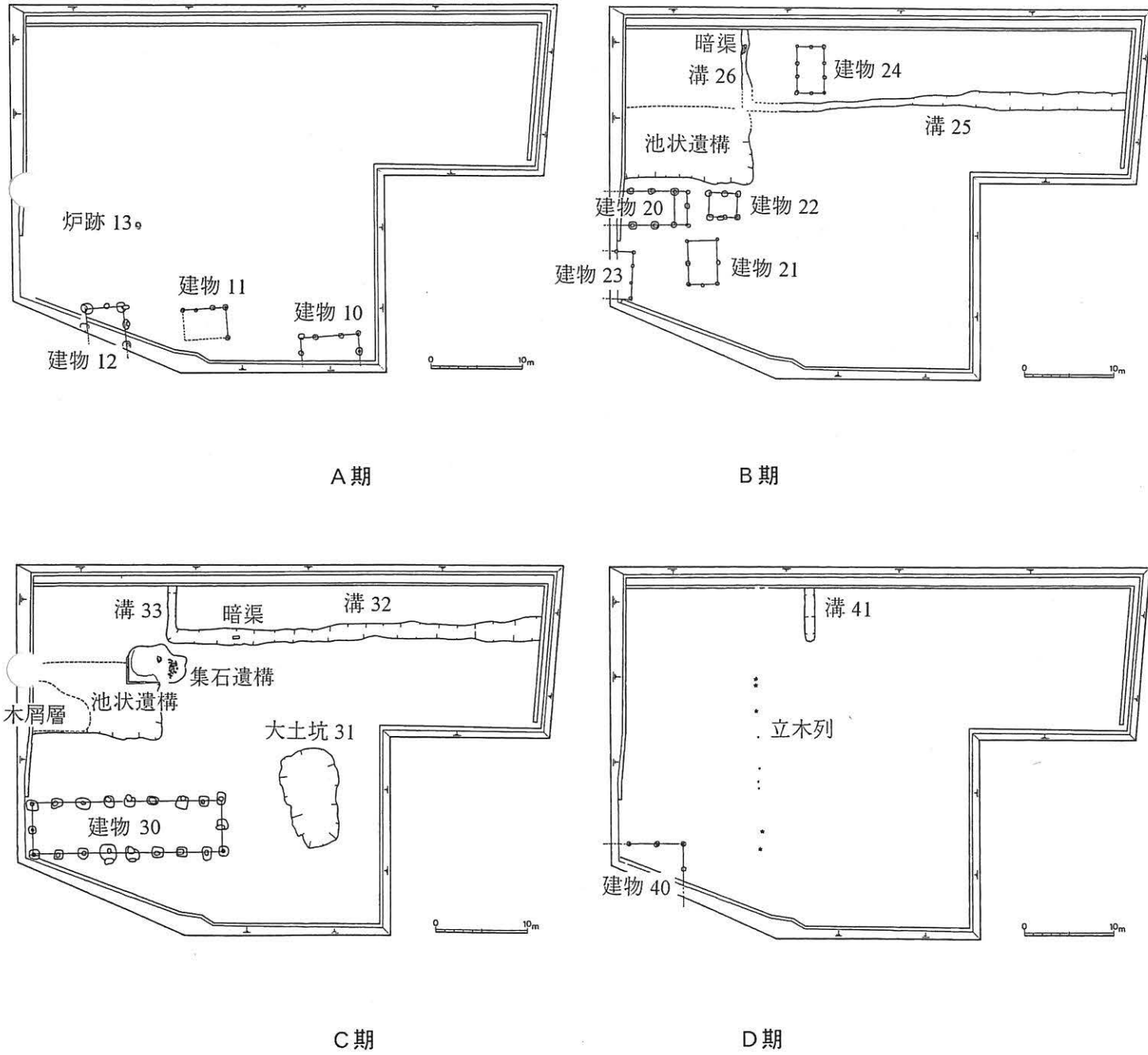
木簡約 100 点（木簡約 50 点、削り屑約 50 点）出土。

溝 32…素掘り東西溝。溝 33 につながる。西寄りで暗渠検出。

溝 33…素掘り南北溝。

D期 奈良時代以後

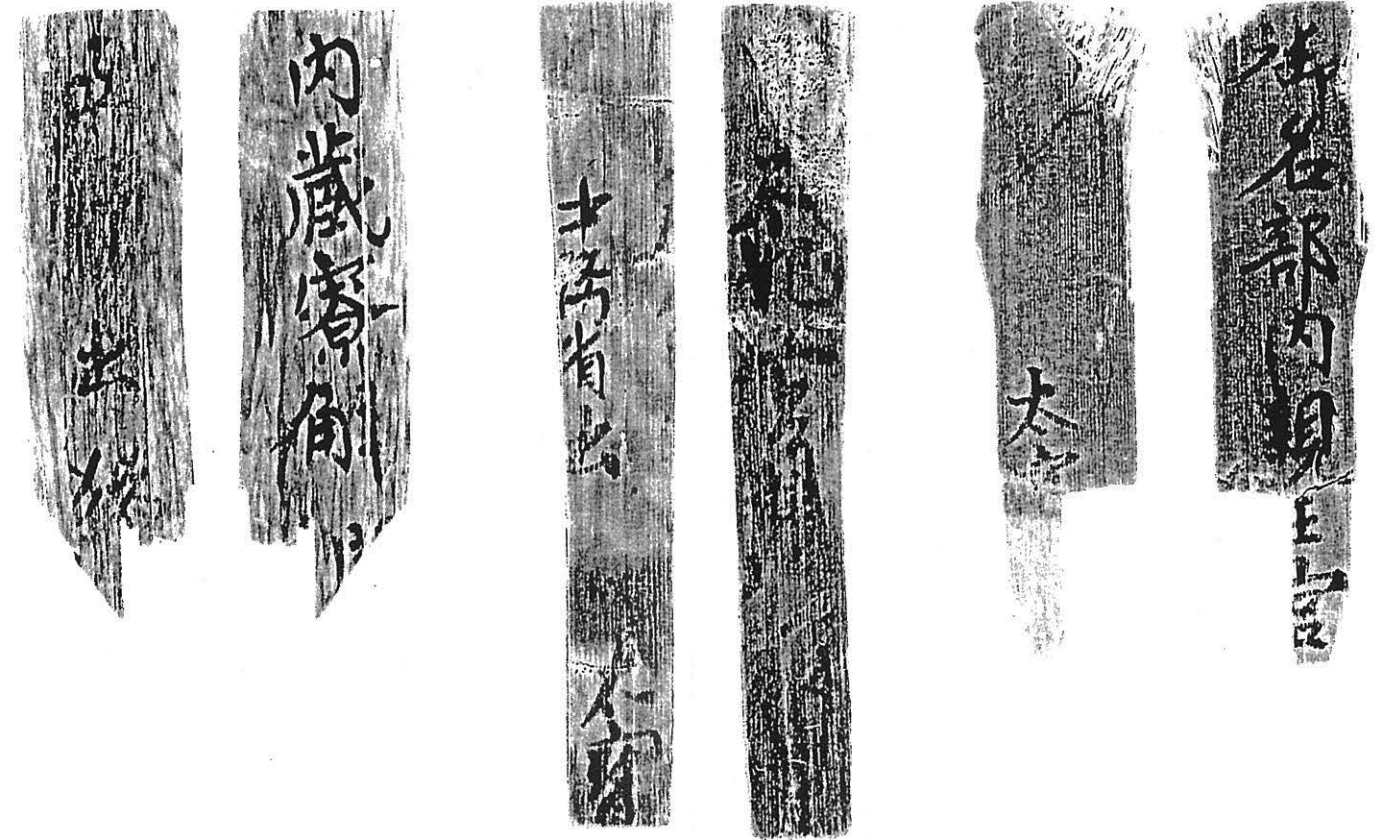
立木列…池状遺構東岸から南へ8本検出。根の張る状況が確認できます。
建物 40…掘立柱建物。東西棟か、南北棟か不明。塀の可能性もあります。
溝 41…素掘り南北溝。北辺から6 m程検出。



遺構変遷図

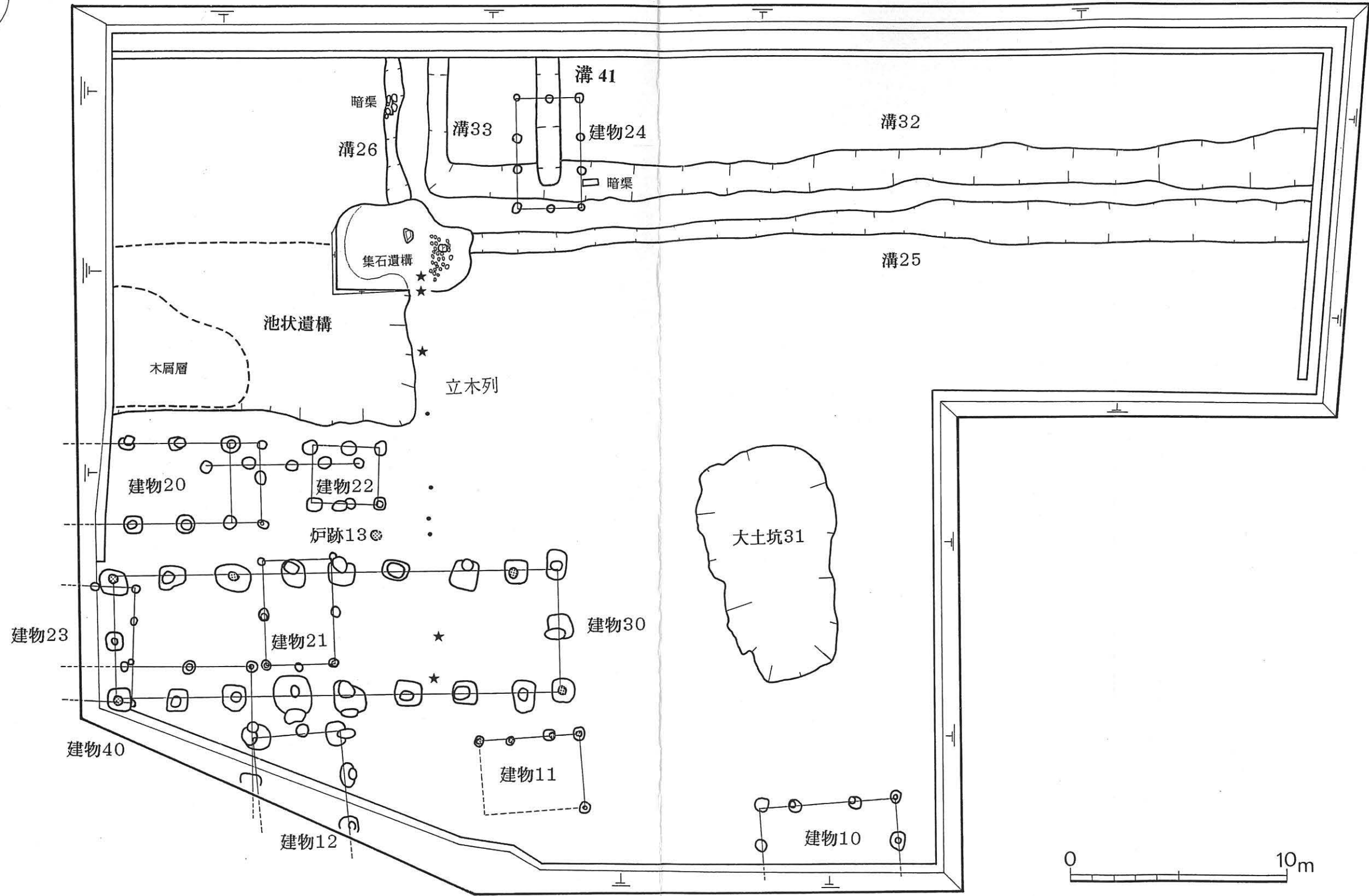
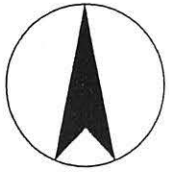
おもな出土遺物

- ・木簡…現在のところ削り屑を含めて約 1200 点を確認。
大半は西端中央部の藤原宮期の池状遺構の木屑層から出土。
- ・藤原宮式軒平瓦 4 点
- ・木槽、琴柱、火判白、算木、斎串、硯、土馬など



まとめ

- 今回の調査区は藤原宮朱雀門に近い位置にあり、左京七条一坊西南坪にあたります。調査区南西部では坪の南北中軸線に合わせた大型の建物を検出し、少なくとも一町占地であると考えられます。
- 大型建物（建物 30）の北にある池状遺構の南岸近くの木屑層の中から、多量の木簡を発見しました。その内容は、①各役所が中務省に宛てて出した宮城から物品を出し入れする通行許可を申請するもの、②皇族・貴族との物品のやり取りを示すものが見られます。これらは中務省の事務に関わりが強く、ここに中務省ないしその関連施設があったと考えられます。



藤原京左京七条一坊西南坪発掘調査 遺構概略図 1/200

飛鳥藤原第115次調査出土木簡の概要

池状遺構から出土した木簡は、全体として、大宝初年の中務省の仕事に関わる木簡群と考えられます。中務省とは、律令国家の二官八省の一つで、天皇の秘書官として詔勅を作成したり、後宮関係の仕事をおこなった役所です。以下に出土木簡の特徴を述べてみましょう。

- (1) 木簡は、差出・宛先関係のわかる文書木簡が多く、帳簿の木簡(横材)も少なくありません。その一方、税に付けた荷札はあまり出ていません。
- (2) 木簡の時期は、⑬丙申年(696年)の荷札や⑭子年(700年)の帳簿の木簡などを除けば、木簡にみえる役所名などはいずれも大宝元年(701年)施行の大宝令によるもので、しかも書かれている年紀は大宝元年と大宝2年に限られています(②④⑥⑩)。
- (3) 各役所が中務省へ宛てて出した、物資を宮から運び出すための許可を申請した木簡があります(⑦⑧⑨)。差出の役所として、内蔵寮(天皇の宝物や日常用品を調達管理する役所)・画工司(宮中の絵画を担当する役所)がみえています。「解」(上申文書)という形式をとり、物資の数量や出入りの宮城門名(佐伯門など。なお、藤原宮の宮城門号として佐伯門は初出です)、担当者名を記してあります。申請を受けた中務省では木簡に「中務省口出」などと書き加えたいうえでしばらく保管、不要になった段階で廃棄したのでしょう。

宮の諸門から物資を外に運ぶ場合や、武器を諸門から出入させる場合、各役所は物資名・通過門・担当者などを記して中務省に申請、申請を受けた中務省はそのことを記した門勝を宮門警護の衛門府に発行し、当日、門において門勝と実物を照らし合わせて問題なければ門を通過したと考えられています(ちなみに⑦の木簡にみえる「門勝」とは、「門勝」のことでしょうか)。

(4) ⑤⑥の皇太妃宮職(阿陪内親王のため設けられた役所。阿陪は天智天皇の娘。草壁皇子の妃となり文武天皇・元正天皇を生む。707年即位して元明天皇となる)の「解」や、⑩⑪の宮内省(天皇や皇室に関する庶務を担当する役所)の「移」(同格役所間での文書)は、断片のため内容が明瞭ではありませんが、(3)と同様の内容の木簡と思われます。

(5) ②「石川宮」(某親王家?)が物品を支出した際の送付状や、④県犬養三千代(藤原不比等の妻。聖武天皇の光明皇后の母)への物品給与に関わる木簡など、皇族・貴族との物品のやりとりを示す木簡があります。これは後宮や天皇と関わっている中務省との間でやりとりされていると考えるのがよいでしょう。③の衣縫王(藤原京造京司などを歴任)の木簡も、この部類に入ると考えられます。なお、①「御名部親王宮」(天智天皇の娘。阿陪内親王と姉妹。長屋王の母)の木簡は、下端が欠損して全体の意味がわかりませんが、②の木簡と同様の書式で、御名部内親王宮が差出した木簡だと推測しています。

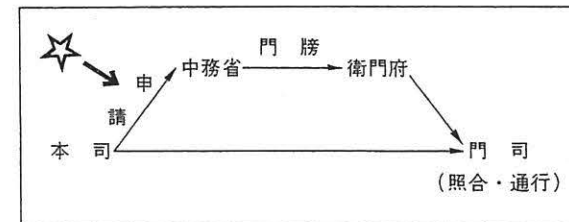
(6) ⑬役人の位階昇進(叙位)を記した木簡や、⑮勤務評定(考課)に関わると思われる木簡などが、わずかですが出土しています。大宝初年は天武14年位階制(浄御原令)から大宝令位階制への移行期であり、両者の対応関係がわかるように「追従八位下」のように大宝令位階名称の頭に天武14年制の名称を冠するのが、この時期の位階の特徴です。

(7) その他 ⑰難波津の歌(難波津に 咲くやこの花 冬ごもり 今は春べと 咲くやこの花)を万葉仮名で記した習書木簡は、上の句と下の句が揃ったものとしても珍しいです。⑱役所で働く人たちの勤務日程(上番・下番)を記した歴名木簡、⑲役所で労役をする人のため炊事役としてはたらく「干」(薪丁)が逃亡したことを記す木簡なども出土しました。

今回、中務省の仕事に関わる木簡が出土したことから、大宝初年頃(遺構変遷C期のはじめ頃)、宮外のこの地に、中務省ないしは中務省関連施設があったと推測できます。その背景として、大宝律令施行に伴って藤原宮が大改築されたため、一時的に宮外に移転した可能性などが考えられます。

それにしても、日本初の本格的な法典「大宝律令」が施行された直後の時期(大宝元年・同2年)の木簡が、大量に、まとまって出土したのは大変重要な意味を持っています。なぜなら、8世紀初頭、律令を作って「船出」した当時の政府が、律令とどのように向き合っていたのか、その実際を知ることができる生の史料といえるからです。今後、出土した木簡を研究することで、生まれたばかりの律令国家の実像に新たな光をあてることが可能になることでしょう。

参考資料



第5図 門勝制のしくみ

今泉隆雄著『古代木簡の研究』吉川弘文館1998より

なかつかきしよ、中務省、令制八省の一つ、和名中務省、なにかみえの相稱は「なかのまつり」のつつかさ。唐の中書省にあたる。職員令(しきいんりょう)に規定された職員は、四等官である卿(三品・四品・正四位上)一人・大正五位上(一人・少輔正五位上)一人・大正六位上(一人・少丞正六位上)一人・大正七位上(一人・少録正七位上)三人、および監(はんかん)である侍正五位上(一人・内舍人九人・大内記正六位上)二人・中内記正七位上(二人・少内記正八位上)二人・大監物正七位上(二人・中監物正七位上)一人・少監物正七位上(二人・大正七位上)一人・少主簿正八位上(二人・典簿正七位上)二人・少典簿正八位上(二人・その他史生・省卒・使部・直丁が置かれ、管に中宮職・左右大舍人寮・園部寮・内蔵寮・縫殿寮・陸奥寮・膳部・内膳司・内礼司があり、主に内廷に關する職掌司を管轄した。卿の職掌は侍正・監・贊相札儀・審書・勅文・受書・宣旨・券問・受納上表・監修國史・女王内外舍人等名帳・考叙・位記・請願戸籍・租調帳・僧尼名籍の事項にわたり、天皇の秘書としての職務と内廷關係の諸務を担当した。中務省の用字は「大至寺」に始まり、「藤原令」制定では八省の一つとして中宮と表記され、「なかのつかさ」と略称されていた。ただし中宮に關し、その中務省に包摂される職官は未設置なし感置されていた中宮に包摂されず、中宮の機能は後代の中務省に比べ



「中務省印」中務省印

『国史大辞典』吉川弘文館より

大
宝
令
当
初
の
中
務
卿
紀
朝
臣
麻
呂
？
？
？
(大納言、慶雲2年6月没)
小
野
朝
臣
毛
野
慶
雲
2
年
1
1
月
任
(後に中納言)

天武十四年(浄御原令)	大宝元年(大宝令・皇老令)
親王(正四位上)	親王(正一位)
諸臣(正五位上)	諸王(正一位)
正五位上	正一位
正五位下	正二位
正六位上	正三位
正六位下	正四位
正七位上	正五位上
正七位下	正五位下
正八位上	正六位上
正八位下	正六位下
正九位上	正七位上
正九位下	正七位下
正十位上	正八位上
正十位下	正八位下
正十一位上	正九位上
正十一位下	正九位下
正十二位上	正十位上
正十二位下	正十位下
正十三位上	正十一位上
正十三位下	正十一位下
正十四位上	正十二位上
正十四位下	正十二位下
正十五位上	正十三位上
正十五位下	正十三位下
正十六位上	正十四位上
正十六位下	正十四位下
正十七位上	正十五位上
正十七位下	正十五位下
正十八位上	正十六位上
正十八位下	正十六位下
正十九位上	正十七位上
正十九位下	正十七位下
正二十位上	正十八位上
正二十位下	正十八位下
正二十一位上	正十九位上
正二十一位下	正十九位下
正二十二位上	正二十位上
正二十二位下	正二十位下
正二十三位上	正二十一位上
正二十三位下	正二十一位下
正二十四位上	正二十二位上
正二十四位下	正二十二位下
正二十五位上	正二十三位上
正二十五位下	正二十三位下
正二十六位上	正二十四位上
正二十六位下	正二十四位下
正二十七位上	正二十五位上
正二十七位下	正二十五位下
正二十八位上	正二十六位上
正二十八位下	正二十六位下
正二十九位上	正二十七位上
正二十九位下	正二十七位下
正三十位上	正二十八位上
正三十位下	正二十八位下
正三十一位上	正二十九位上
正三十一位下	正二十九位下
正三十二位上	正三十位上
正三十二位下	正三十位下
正三十三位上	正三十一位上
正三十三位下	正三十一位下
正三十四位上	正三十二位上
正三十四位下	正三十二位下
正三十五位上	正三十三位上
正三十五位下	正三十三位下
正三十六位上	正三十四位上
正三十六位下	正三十四位下
正三十七位上	正三十五位上
正三十七位下	正三十五位下
正三十八位上	正三十六位上
正三十八位下	正三十六位下
正三十九位上	正三十七位上
正三十九位下	正三十七位下
正四十位上	正三十八位上
正四十位下	正三十八位下
正四十一位上	正三十九位上
正四十一位下	正三十九位下
正四十二位上	正四十位上
正四十二位下	正四十位下
正四十三位上	正四十一位上
正四十三位下	正四十一位下
正四十四位上	正四十二位上
正四十四位下	正四十二位下
正四十五位上	正四十三位上
正四十五位下	正四十三位下
正四十六位上	正四十四位上
正四十六位下	正四十四位下
正四十七位上	正四十五位上
正四十七位下	正四十五位下
正四十八位上	正四十六位上
正四十八位下	正四十六位下
正四十九位上	正四十七位上
正四十九位下	正四十七位下
正五十位上	正四十八位上
正五十位下	正四十八位下
正五十一位上	正四十九位上
正五十一位下	正四十九位下
正五十二位上	正五十位上
正五十二位下	正五十位下
正五十三位上	正五十一位上
正五十三位下	正五十一位下
正五十四位上	正五十二位上
正五十四位下	正五十二位下
正五十五位上	正五十三位上
正五十五位下	正五十三位下
正五十六位上	正五十四位上
正五十六位下	正五十四位下
正五十七位上	正五十五位上
正五十七位下	正五十五位下
正五十八位上	正五十六位上
正五十八位下	正五十六位下
正五十九位上	正五十七位上
正五十九位下	正五十七位下
正六十位上	正五十八位上
正六十位下	正五十八位下
正六十一位上	正五十九位上
正六十一位下	正五十九位下
正六十二位上	正六十位上
正六十二位下	正六十位下
正六十三位上	正六十一位上
正六十三位下	正六十一位下
正六十四位上	正六十二位上
正六十四位下	正六十二位下
正六十五位上	正六十三位上
正六十五位下	正六十三位下
正六十六位上	正六十四位上
正六十六位下	正六十四位下
正六十七位上	正六十五位上
正六十七位下	正六十五位下
正六十八位上	正六十六位上
正六十八位下	正六十六位下
正六十九位上	正六十七位上
正六十九位下	正六十七位下
正七十位上	正六十八位上
正七十位下	正六十八位下
正七十一位上	正六十九位上
正七十一位下	正六十九位下
正七十二位上	正七十位上
正七十二位下	正七十位下
正七十三位上	正七十一位上
正七十三位下	正七十一位下
正七十四位上	正七十二位上
正七十四位下	正七十二位下
正七十五位上	正七十三位上
正七十五位下	正七十三位下
正七十六位上	正七十四位上
正七十六位下	正七十四位下
正七十七位上	正七十五位上
正七十七位下	正七十五位下
正七十八位上	正七十六位上
正七十八位下	正七十六位下
正七十九位上	正七十七位上
正七十九位下	正七十七位下
正八十位上	正七十八位上
正八十位下	正七十八位下
正八十一位上	正七十九位上
正八十一位下	正七十九位下
正八十二位上	正八十位上
正八十二位下	正八十位下
正八十三位上	正八十一位上
正八十三位下	正八十一位下
正八十四位上	正八十二位上
正八十四位下	正八十二位下
正八十五位上	正八十三位上
正八十五位下	正八十三位下
正八十六位上	正八十四位上
正八十六位下	正八十四位下
正八十七位上	正八十五位上
正八十七位下	正八十五位下
正八十八位上	正八十六位上
正八十八位下	正八十六位下
正八十九位上	正八十七位上
正八十九位下	正八十七位下
正九十位上	正八十八位上
正九十位下	正八十八位下
正九十一位上	正八十九位上
正九十一位下	正八十九位下
正九十二位上	正九十位上
正九十二位下	正九十位下
正九十三位上	正九十一位上
正九十三位下	正九十一位下
正九十四位上	正九十二位上
正九十四位下	正九十二位下
正九十五位上	正九十三位上
正九十五位下	正九十三位下
正九十六位上	正九十四位上
正九十六位下	正九十四位下
正九十七位上	正九十五位上
正九十七位下	正九十五位下
正九十八位上	正九十六位上
正九十八位下	正九十六位下
正九十九位上	正九十七位上
正九十九位下	正九十七位下
正百位上	正九十八位上
正百位下	正九十八位下

『律令』岩波書店1976より

位階制の変遷

